

百条委員会(財団法人東大阪市公園協会)の調査結果報告

調査特別委員会

財団法人東大阪市公園協会問題調査特別委員会は、約三千八百万円の事務所改修工事等が問題となった公園協会の移転に関する真相究明を行うため設置され、二十一年五月から本年二月十七日まで十一回にわたり委員会を開催し、公園協会の諸問題について調査を進めてきた。

○協会事務所移転の問題

まず公園協会の事務所移転については、市と協議する中で移転先は旧英田消防出張所の跡地と決まった。

協会がそこを移転先に選んだのは、業者が以前にその建物を建築したことがあるのを知り、事務所の改修も引き続き同業者に依頼することを前提に選んだのではないのかとの疑念がある。

○不適切な契約事務の問題

事務所改修工事の契約に關し、競争入札によって業者選定を行わなければならぬのに、協会の会計処理規程に違反して、随意契約の手法である見積り合わせにより業者を選定している。また業者の選考にあたり

東北地方太平洋沖地震により被害を受けた被災地の皆様に、心からお見舞い申し上げます

被災された方々への支援のため東大阪市議会として、次の取り組みを行いました。

- 3月12日 義援金100万円を全会派一致で決定し、日本赤十字社を通じて送金しました。
- 3月25日 市内5カ所の駅頭で募金活動を行いました。ご協力ありがとうございました。募金額46万8,280円は日本赤十字社を通じて送金しました。
- 4月11日 自転車100台と空気入れ、パンク修理セットの支援を全会派一致で決定し、被災地へ送りました。

市議会は引き続き支援活動を進めてまいります。

て現場説明には中区の業者一人のみを呼び、その業者に対し他の業者二人の見積りをとるように依頼している。協会は、このような疑念をもたれる見積書の作成依頼を行っている。

工事の契約にあたって、事務所改修費用の予算は理事会で決定したものの財産の取得は理事会に諮らず、理事長の決裁のみで契約を結んだのは、理事会を無視した不適切な行為である。

また二十三年度末に協会が他の外郭団体と統廃合を予定しているのに、約三千八百万円もかけて改修工事をする必要があったとは思えない。

また、協会は工事が見積りどおり行われているのかを十分に把握をしておらず引渡しにおいても、工事完了の検査手続を徹底していない。また市は工事の内容に対し適正な契約金額であったのかどうか検証していない。

○建物取壊しに伴う問題

プレハブ建物については、建築確認申請をしておらず、

また基礎や壁などに強度が不足する不適格なものもあり、建物の取壊しを行った。協会と業者が費用負担の協議を行い、取壊し費用しか業者が負担に足りないため公園協会は建物工事費等約四百万円の損失となった。

また、建築確認申請をしなかったことについては、業者から「このようなケースではあまり問題になることはない」との話があるなかで、移転時期が迫っていたことを理由に事後の手續でどうにかなると元事務局長が安易に判断をした。しかし、業者は依頼主に対し法令による手續行為を詳しく説明する義務があることから、業者には協会以上の過失責任があると考えられる。

業者が費用負担をしないのなら、裁判所に訴えを起し、司法の判断により財産の回復を行うべきである。協会を管理監督する市は協会の財産損失について検証が必要なのに、いまだに明確な説明がない。

○市の管理監督責任について

理事会で建物改修が審議された際、業者選定の手法

東大阪市副市長奥島徹君に対する問責決議

副市長とは、市長を補佐し、市長の命を受けて政策の企画立案を行い、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、ときには市長の職務代理として事務を執行する重要な役職である。

そのように重要な地位にありながら奥島副市長は、平成22年度公共下水道第1工区管きょ築造工事の総合評価方式による入札の中止に関して、3月16日に総務委員会に提出した以外の公文書はないとの答弁をした。

しかし、担当部局が他の公文書の存在を認める答弁をしたことから、総務委員会委員が担当部局の執務室まで調査に行き、入札中止の他の公文書の存在を確認したことで、公文書の隠蔽を行っていたことが明らかとなった。

また、3月16日の提出資料は、原本の一部を削除し改ざんしたうえで提出していたことも明らかとなった。

そもそも、平成20年度において、予算が認められていた当該工事を、新川俣幹線流域接続工事に振り替えたことから起因しており、議会において、様々な指摘がなされている。奥島副市長の「他の公文書はなかった」という虚偽の答弁、公文書の隠蔽、及び改ざんを行ったことは犯罪行為に等しく、到底看過できるものではなく、議会と行政の信頼関係を損ない、市民の行政に対する不信任を募らせるものであり、その政治的、道義的責任は誠に重大である。

よって、東大阪市議会は、奥島副市長に対し猛省を促し問責するものである。以上、決議する。

平成23年3月22日

東大阪市議会

や見積りが適切なものなのかを協会の理事に就任している市の関係部局長すら確認できず、管理監督責任を果たさなかった。

外郭団体に対する指導監督の徹底を欠いたことについて当局の責任は極めて大きいものがある。

市の外郭団体の問題とはいえ、これが報道機関により報じられ市民にご心配をおかけすることになり、また市議会に百条委員会を設置するほどの問題に拡大したことに関し当局には深く

陳情

今定例会に提出された陳情は所管の常任委員会に回付されました。

▼府道二十一号(八尾枚方線)歩道拡幅について

▼建物収去土地明渡等請求に対する和解について